



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局区役所課	1
告示	計量法による定期検査に係る手数料の徴収事務の委託	地域協働局消費生活センター	6
告示	災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定取消し	危機管理室地域安全推進担当	7
告示	災害対策基本法に基づく指定避難所の指定取消し	危機管理室地域安全推進担当	8
告示	小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館における入館料等の徴収業務の委託	文化スポーツ局博物館小磯記念美術館	9
告示	名谷駅前広場における使用料の徴収事務の委託	都市局新都市管理課	10
告示	須磨パティオD・E駐車場管理運営業務における駐車料金の徴収事務の委託	都市局内陸・臨海計画課	11
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局保護課	12
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局保護課	13
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局保護課	14
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局保護課	15
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局保護課	16
告示	生活保護法等による施術者の事業の廃止	福祉局保護課	17
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(広古自治会ほか)	地域協働局地域活性課	18
告示	都市公園法による公募設置等計画の認定(東遊園地)	建設局公園部管理課	19
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 六番町1号線)	建設局道路管理課	20
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 東灘里72号線)	建設局道路管理課	21
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 布施畑5号線)	建設局道路管理課	22
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 有野里166号線)	建設局道路管理課	23
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 宝塚唐櫃線)	建設局道路管理課	24
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 大沢西宮線)	建設局道路管理課	25
告示	道路法による道路の区域変更(県道 神戸三田線)	建設局道路管理課	26

令和5年4月4日 神戸市公報第3803号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 長尾宅原1号線ほか)	建設局道路管理課	27
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業長尾地区第1工区内の従前路線)	建設局道路管理課	33
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 生田北15号線)	建設局道路管理課	34
告示	指定管理者の指定(海浜公園)	建設局公園部管理課	35
告示	神戸市指定有形文化財の指定及び指定解除	文化スポーツ局文化財課	36
公告	建築基準法第86条の5第4項の規定による取消の公告	建築住宅局建築指導部建築安全課	37
公告	農用地利用集積計画の決定(一般)	農業委員会事務局	38
公告	農用地利用集積計画の決定(解除条件付)	農業委員会事務局	44
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(松が枝町地区建築協定)	建築住宅局建築指導部建築安全課	48
公告	市民公園の認定面積変更(一王山市民公園)	建設局東部建設事務所	49
公告	建築基準法第42条1項4号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部建築安全課	50
公告	神戸市市民公園条例による市民の森の指定	建設局公園部計画課	51
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	52
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ハーバーランド ダイヤニッセイビル)	経済観光局経済政策課	53
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(高浜モザイク)	経済観光局経済政策課	61
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ロピア神戸岩岡店)	経済観光局経済政策課	65
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ミント神戸神戸新聞会館ビル)	経済観光局経済政策課	67
水道局	水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する規程	水道局経営企画課	71
交通局	神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規程	交通局経営企画課	72
交通局	自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務の委託	交通局営業推進課	73
市会事務局	神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則	市会事務局政策調査課	76

神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第65号

神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立御影公会堂条例施行規則（昭和34年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（使用許可の申請）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定による申請の受付は、<u>ホールを使用する場合は使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合にあっては、その最初の日とする。以下「使用日」という。）の4月前の日から使用日の前日まで、ホール以外の施設を使用する場合は使用日の2月前の日から使用日の前日まで行う。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（使用許可の申請）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定による申請の受付は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合にあっては、その最初の日とする。以下「使用日」という。）の2月前の日から使用日の前日まで行う。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

い。

(使用料の返還)

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 使用者が、使用日の1月前の日
(当該日が休館日の場合は、その翌日(翌日が神戸市の休日^{を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項に掲げる本市の休日であるときは、その翌日以降の日のうち休日^{に当たらない最初の日})^にまでに区長に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額}

(4) [略]

2 [略]

(指定管理者に業務を行わせている場合の読替え)

第15条 条例第17条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第2条から第5条まで、第7条から第11条まで、第13条及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同

(使用料の返還)

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 使用者が、使用日の1月前の日
(当該日が休館日の場合は、その翌日(翌日が神戸市の休日^{を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項に掲げる本市の休日であるときは、その翌日})^にまでに区長に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額

(4) [略]

2 [略]

(指定管理者に業務を行わせている場合の読替え)

第15条 条例第17条第1項の規定に基づき指定管理者に同項の業務を行わせている場合における第2条から第5条まで、第7条から第11条まで、第13条及び前条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
第5条 第8号	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
第5条 第8号、第7条第2号及び第8条第3号	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

様式第1号中

「^{フリガナ}氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

_____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

^{フリガナ}連絡者名

を

_____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____」

「^{フリガナ}氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

^{フリガナ}連絡者名

に

改める。

様式第2号中

「^{フリガナ}氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

_____ 様 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

^{フリガナ}連絡者名

を

_____ 様 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____」

「^{フリガナ}氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

様

に、

^{フリガナ}
連絡者名

様

「

「

0403 公会堂使用料

を

公会堂使用料

に、

」

」

「

納付場所

東灘区まちづくり課

を

」

「

納付場所

東灘区地域協働課

に

」

改める。

様式第3号中

「

「

東灘区まちづくり課

を

東灘区地域協働課

に、

」

」

「

「

支出科目

0403 公会堂使用料

を

支出科目

公会堂使用料

に

」

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市指定定期検査機関が実施する定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

一般社団法人 神戸市計量士会

会長 松原 武夫

神戸市中央区東町116の2

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第2号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定により、令和5年3月31日付けで指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
多聞の丘小学校（旧：本多聞小学校）	神戸市垂水区本多聞4丁目4番1号	1	1		1		○

神戸市告示第3号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項において読み替える同法第49条の6第1項の規定により、令和5年3月31日付けで指定避難所の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複
多聞の丘小学校（旧：本多聞小学校）	神戸市垂水区本多聞4丁目4番1号	○

神戸市告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、美術館に係る入館料等の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 美術館名及び受託者

美術館名	受託者
神戸市立小磯記念美術館	神戸市中央区海岸通4-3-17 株式会社インフィクリエ 代表取締役 柴田 松美
神戸ゆかりの美術館	大阪市福島区福島3丁目7-39-611 株式会社フィールズ 代表取締役 中山 徳子

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2第1項の規定により、名谷駅前広場の使用料の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市中央区港島中町4丁目1番1

株式会社こうべ未来都市機構

代表取締役社長 山平 晃嗣

2 委託年月日

平成5年4月1日

神戸市告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2項第1項の規定により、須磨パティオD・E駐車場管理運営業務における駐車料金の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4項第1項の規定により告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市中央区港島中町4丁目1番1

株式会社こうべ未来都市機構

代表取締役社長 山平 晃嗣

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第7号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
医療法人四つ葉会よつば会クリニック神戸ハーバーランド院	神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号	令和5年2月14日
新神戸ウェルネスクリニック	神戸市中央区加納町1丁目3番2号	令和5年1月1日
エイワ訪問看護ステーションみかげ	神戸市東灘区住吉山手2丁目11番26号	令和4年12月1日
ハピネス訪問看護ステーション	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和5年3月1日

神戸市告示第 8 号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
新神戸ウェルネスクリニック	神戸市中央区加納町 1 丁目 3 番 2 号	令和 4 年 12 月 31 日
エイワ訪問看護ステーションみかげ	神戸市東灘区住吉山手 2 丁目 1 1 番 2 6 号	令和 4 年 11 月 30 日

神戸市告示第9号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
訪問看護ステーションおてだま	(新)神戸市北区唐櫃台2丁目23番8号 (旧)神戸市北区唐櫃台2丁目19番14号	令和4年10月26日

神戸市告示第10号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
訪問看護ステーションおてだま	(新)神戸市北区唐櫃台2丁目2番8号 (旧)神戸市北区唐櫃台2丁目19番14号	株式会社おてだま	神戸市北区唐櫃台2丁目19番14号	令和4年10月26日	訪問看護 介護予防訪問看護
つかさ在宅ケアセンター	(新)神戸市須磨区妙法寺字荒打308番地の1 (旧)神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石348番2号	医療法人社団 つかさ会	神戸市須磨区妙法寺字荒打308番1号	令和3年7月22日	居宅介護支援
アーバンズケアステーション	(新)神戸市西区前開南町2丁目6-31-312 (旧)神戸市須磨区車字獅堀936番1号	株式会社OFF THE LOCK	兵庫県美方郡香美町香住区境890番地	令和4年12月1日	訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス

神戸市告示第11号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 4 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
御影マッサージ治療院	清水 泰雄	神戸市東灘区御影塚町 2 丁目 3 番 1 2 号	令和 5 年 3 月 1 日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ひより鍼灸院	五十嵐 庸倫	神戸市垂水区舞子台 8 丁目 4 番 1 号	令和 5 年 3 月 1 日
わたなべ鍼灸院	セン キョク テン	神戸市垂水区千鳥が丘 3 丁目 1 8 番 1 0 号	令和 5 年 3 月 1 日
御影マッサージ治療院	清水 泰雄	神戸市東灘区御影塚町 2 丁目 3 番 1 2 号	令和 5 年 3 月 1 日

神戸市告示第12号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久元喜造

1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
御影マッサージ治療院	清水 泰雄	神戸市東灘区御影石町2丁目15番23号	令和5年2月28日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
御影マッサージ治療院	清水 泰雄	神戸市東灘区御影石町2丁目15番23号	令和5年2月28日

3 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
なだ整骨院 国玉通	山下 綾葉	神戸市灘区国玉通2丁目8番3号	令和5年1月31日
なだ整骨院 国玉通	森下 信英	神戸市灘区国玉通2丁目8番3号	令和5年1月31日

神戸市告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成10年4月7日付けで認可した広古自治会、平成5年3月19日付けで認可した中村自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	広古自治会	中村自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町古郷1307番地の5	神戸市西区平野町中津266番地
代表者の氏名	村上 常治	藤田 裕之
代表者の住所	神戸市西区岩岡町古郷1309番地の5	神戸市西区平野町中津256番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 広古自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	鳥住 吉昭	村上 常治
代表者の住所	神戸市西区岩岡町古郷1068番地の6	神戸市西区岩岡町古郷1309番地の5

(2) 中村自治会 令和4年1月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	富岡 哲夫	藤田 裕之
代表者の住所	神戸市西区平野町中津97番地	神戸市西区平野町中津256番地

神戸市告示第14号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次のとおり認定した。

令和5年4月4日

神戸市長 久元喜造

1 認定計画者

グループ名 : 株式会社村上工務店を代表とするグループ
代表法人 : 株式会社村上工務店
構成法人 : 株式会社ティーハウス建築設計事務所,
一般社団法人リバブルシティイニシアティブ

2 認定をした日

令5年3月30日

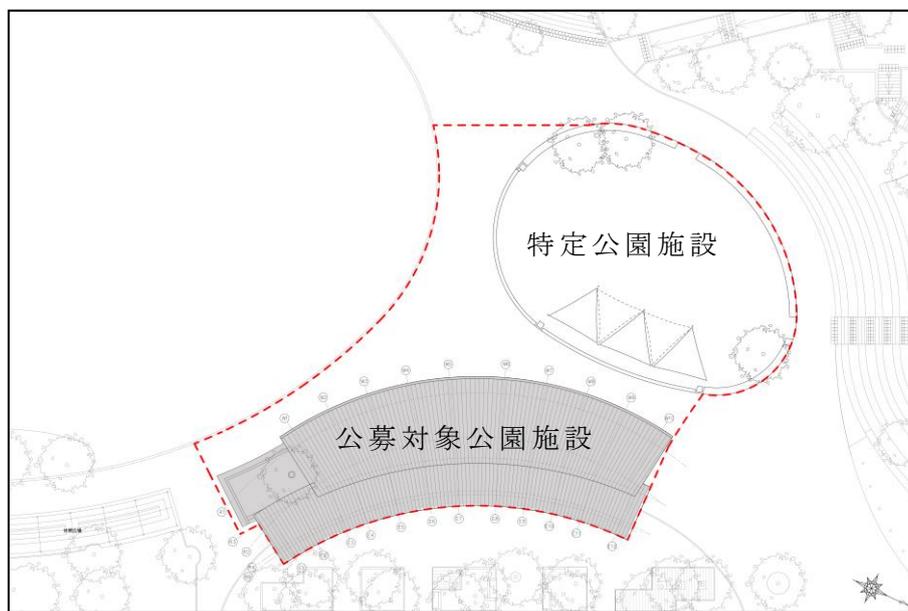
3 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

東遊園地（神戸市中央区加納町6丁目）内指定場所

公募対象公園施設の設置区域



神戸市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	六番町1号線	神戸市長田区六番町3丁目1番 6地先から 神戸市長田区六番町3丁目5番 1地先まで	144.00	6.00

神戸市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	東灘里72号線	神戸市東灘区住吉本町 1丁目1876-16地先から 神戸市東灘区住吉本町 1丁目1876-16地先まで	新	49.60	最大 6.50 最小 4.40
			旧	49.60	最大 4.40 最小 4.40

神戸市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	布施畑5号線	神戸市西区伊川谷町布施畑字柏木谷1156番32地先から 神戸市北区山田町藍那字下相坂4番1地先	154.70	最大 46.70 最小 4.30

神戸市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	有野里166号線	神戸市北区有野町有野字五社669番1地先から 神戸市北区有野町有野字五社666番5地先まで	新	71.60	最大 6.40 最小 6.30
			旧	71.60	最大 6.30 最小 4.30

神戸市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	宝塚唐櫃線	神戸市北区有野町唐櫃字北山4508番6地先から 神戸市北区有野町唐櫃字北山4508番2地先まで	新	127.50	最大 32.60 最小 8.00
			旧	127.50	最大 15.60 最小 8.00

神戸市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	大沢西宮線	神戸市北区大沢町神付字門町51番1地先から 神戸市北区大沢町神付字門町51番1地先まで	新	11.50	最大 20.00 最小 15.80
			旧	11.50	最大 19.10 最小 15.20

神戸市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸三田線	神戸市北区有野町唐櫃字種池3133番2地先から 神戸市北区有野町唐櫃字平町1436番2地先まで	新	500.00	最大 33.00 最小 18.00
			旧	500.00	最大 22.00 最小 9.00
		神戸市北区有野町唐櫃字中向山4465番1地先から 神戸市北区有野町唐櫃字中向山4464番1地先まで	新	130.00	最大 41.00 最小 25.00
			旧	130.00	最大 36.00 最小 17.00

神戸市告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	長尾宅原1号線	神戸市北区長尾町宅原字清水下 2313番1地先から 神戸市北区長尾町宅原字清水下 3974番1地先まで	123.20	最大 6.70 最小 4.00
	長尾宅原3号線	神戸市北区長尾町宅原字下滝ヶ谷 4026番地先から 神戸市北区長尾町宅原字下滝ヶ谷 4027番地先まで	44.30	最大 6.50 最小 4.00
	長尾宅原6号線	神戸市北区長尾町宅原字横山 3760番地先から 神戸市北区長尾町宅原字砂子3739 番地先まで	118.20	最大 17.10 最小 6.90
	長尾宅原7号線	神戸市北区長尾町宅原字大前 3795番地先から 神戸市北区長尾町宅原字大前 3795番地先まで	45.20	最大 6.70 最小 4.80
	長尾宅原8号線	神戸市北区長尾町宅原字砂子 3749番地先から 神戸市北区長尾町宅原字砂子 3749番地先まで	60.70	最大 7.40 最小 5.90
	長尾宅原9号線	神戸市北区長尾町宅原字砂子 3745番地先から 神戸市北区長尾町宅原字砂子 3750番地先まで	79.80	最大 8.30 最小 4.30
	長尾宅原10号線	神戸市北区長尾町宅原字曲り上 3872番地先から 神戸市北区長尾町宅原字曲り 3888番地先まで	324.20	最大 8.10 最小 4.00

長尾宅原11号線	神戸市北区長尾町宅原字太田 3900番地先から 神戸市北区長尾町宅原字蓮花寺 3859番地先まで	411.80	最大 9.60 最小 4.00
長尾宅原12号線	神戸市北区長尾町宅原字太田 3912番5地先から 神戸市北区長尾町宅原字辻垣内 3934番地先まで	162.60	最大 5.10 最小 4.10
長尾宅原13号線	神戸市北区長尾町宅原字蓮花寺 3867番地先から 神戸市北区長尾町宅原字蓮花寺 3850番地先まで	111.70	最大 7.60 最小 4.50
長尾宅原14号線	神戸市北区長尾町宅原字松毛 3848番地先から 神戸市北区長尾町宅原字炭焼 3131番地先まで	363.40	最大 8.70 最小 4.00
長尾宅原15号線	神戸市北区長尾町宅原字内垣 3158番地先から 神戸市北区長尾町宅原字松毛 3845番地先まで	27.90	最大 4.30 最小 4.00
長尾宅原16号線	神戸市北区長尾町宅原字谷口 3687番地先から 神戸市北区長尾町宅原字谷口 3688番地先まで	111.40	最大 6.90 最小 4.30
長尾宅原18号線	神戸市北区長尾町宅原字岡下 3666番1地先から 神戸市北区長尾町宅原字岡下 3648番地先まで	160.70	最大 8.40 最小 4.20
長尾宅原19号線	神戸市北区長尾町宅原字岡下 3644番地先から 神戸市北区長尾町宅原字岡下 3655番地先まで	148.30	最大 13.20 最小 4.60
長尾宅原20号線	神戸市北区長尾町宅原字内垣 3177番1地先から 神戸市北区長尾町宅原字内垣 3197番地先まで	219.20	最大 13.30 最小 4.50
長尾宅原21号線	神戸市北区長尾町宅原字佃3209 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字佃3213 番地先まで	189.30	最大 6.00 最小 5.20

長尾宅原22号線	神戸市北区長尾町宅原字谷口 3697番地先から 神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3587番地先まで	206.10	最大 9.30 最小 4.70
長尾宅原23号線	神戸市北区長尾町宅原字谷口 3695番地先から 神戸市北区長尾町宅原字谷口 3697番地先まで	30.80	最大 8.00 最小 5.80
長尾宅原24号線	神戸市北区長尾町宅原字岡下 3679番地先から 神戸市北区長尾町宅原字谷口 3693番地先まで	38.80	最大 7.20 最小 4.00
長尾宅原25号線	神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3596番地先から 神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3600番地先まで	185.60	最大 6.30 最小 4.40
長尾宅原26号線	神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3574番地先から 神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3604番地先まで	214.50	最大 7.00 最小 4.20
長尾宅原27号線	神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3608番地先から 神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3610番1地先まで	50.60	最大 6.70 最小 4.30
長尾宅原30号線	神戸市北区長尾町宅原字数合3523 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字数合3513 番地先まで	205.90	最大 5.60 最小 4.00
長尾宅原31号線	神戸市北区長尾町宅原字豊浦3323 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字豊浦3337 番地先まで	224.80	最大 7.10 最小 5.20
長尾宅原32号線	神戸市北区長尾町宅原字数合3499 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字数合3490 番地先まで	147.30	最大 7.80 最小 4.50
長尾宅原33号線	神戸市北区長尾町宅原字数合3490 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字数合3492 番地先まで	77.10	最大 5.20 最小 4.00

長尾宅原34号線	神戸市北区長尾町宅原字豊浦3319 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字豊浦3349 番地先まで	404.60	最大 11.40 最小 4.80
長尾宅原35号線	神戸市北区長尾町宅原字豊浦3295 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字豊浦3293 番地先まで	66.40	最大 5.20 最小 4.20
長尾宅原36号線	神戸市北区長尾町宅原字豊浦3280 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3458番地先まで	131.60	最大 9.50 最小 6.30
長尾宅原37号線	神戸市北区長尾町宅原字豊浦3271 番地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3458番地先まで	47.60	最大 4.80 最小 4.80
長尾宅原39号線	神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3368番2地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3370番地先まで	33.10	最大 5.70 最小 4.10
長尾宅原41号線	神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3414番地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3382番地先まで	191.10	最大 7.10 最小 4.30
長尾宅原43号線	神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3449番地先から 神戸市北区長尾町宅原字天神3524 番地先まで	35.70	最大 8.30 最小 5.80
長尾宅原44号線	神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3422番地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3434番地先まで	102.40	最大 6.90 最小 4.00
長尾宅原45号線	神戸市北区長尾町宅原字西豊浦 3437番地先から 神戸市北区長尾町宅原字天神3533 番地先まで	163.50	最大 7.70 最小 4.40

長尾宅原47号線	神戸市北区長尾町宅原字定塚3107番地先から 神戸市北区長尾町宅原字定塚3109番地先まで	100.50	最大 8.50 最小 4.00
長尾宅原49号線	神戸市北区長尾町宅原字佃3223番地先から 神戸市北区長尾町宅原字八ヶ坪3040番地先まで	133.80	最大 11.20 最小 7.10
長尾宅原50号線	神戸市北区長尾町宅原字八ヶ坪3035番地先から 神戸市北区長尾町宅原字八ヶ坪3033番地先まで	127.70	最大 6.30 最小 4.10
長尾宅原51号線	神戸市北区長尾町宅原字八ヶ坪3033番地先から 神戸市北区長尾町宅原字八ヶ坪3024番地先まで	114.20	最大 7.30 最小 5.60
長尾宅原52号線	神戸市北区長尾町宅原字五反田210番4地先から 神戸市北区長尾町宅原字五反田3002番地先まで	226.50	最大 6.60 最小 4.70
長尾宅原53号線	神戸市北区長尾町宅原字五反田2990番地先から 神戸市北区長尾町宅原字五反田2952番地先まで	267.10	最大 7.60 最小 4.20
長尾宅原54号線	神戸市北区長尾町宅原字五反田2972番地先から 神戸市北区長尾町宅原字五反田2962番地先まで	154.10	最大 7.10 最小 4.00
長尾宅原55号線	神戸市北区長尾町宅原字五反田220番地先から 神戸市北区長尾町宅原字五反田3000番地先まで	84.90	最大 6.60 最小 5.60
長尾宅原57号線	神戸市北区長尾町宅原字前坊2934番地先から 神戸市北区長尾町宅原字前坊2923番地先まで	89.80	最大 7.30 最小 4.70

長尾宅原58号線	神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3598番地先から 神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3593番地先まで	43.80	最大 7.60 最小 4.40
長尾宅原59号線	神戸市北区長尾町宅原字岡堂3702 番1地先から 神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元 3568番地先まで	34.30	最大 6.20 最小 4.40

神戸市告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営土地改良事業長尾地区第1工区内の従前の市道路線。ただし、宅原線、長尾川学校沿線、長尾川沿線、庄川橋線及び掖谷北線を除く。

神戸市告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年4月5日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	生田北15号線	神戸市中央区中山手通1丁目21番6地先から	新	22.70	最大 4.20 最小 3.80
		神戸市中央区中山手通1丁目21番6地先まで	旧	22.70	最大 4.20 最小 3.70

神戸市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設及び指定管理者

海浜公園

東京都千代田区大手町1丁目7番2号

須磨海浜公園パークマネジメント組織

代表者 株式会社サンケイビル

代表取締役社長 飯島 一暢

2 指定期間

令和5年9月1日から令和23年11月23日まで

神戸市告示第26号

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号）第6条第1項の規定により、神戸市指定有形文化財を次のように指定し、及び第7条第1項の規定により、次のように神戸市指定有形文化財の指定を解除する。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する有形文化財

種類	名 称	数量	所有者	所 在 地
絵画	禅昌寺旧方丈障壁画	1件9点	宗教法人 禅昌寺	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目5番1号

2 指定解除する有形文化財

種類	名 称	数量	所有者	所 在 地
建造物	性海寺本堂 附 棟札1枚 奉本堂再興の記のある	1棟	宗教法人 性海寺	神戸市西区押部谷町高和1318

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、以下の公告対象区域内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により公告します。

公告対象区域

- ・神戸市西区伊川谷町有瀬字古屋畑 856 番 2、856 番 5（認定の取消し：令和5年3月13日第R4-14号）
- ・神戸市中央区雲井通5丁目 325、326（認定の取消し：令和5年3月14日第R4-15号）

令和5年3月17日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年3月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
ただし、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。
 - (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備 考)	内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積 m ²					
神戸市北区鈴蘭台南町 小山 須良	神戸市北区山田町 谷口 司	北区山田町西下字大道下 18 北区山田町西下字大道下 19	田 882の内612 田 634	本公告日 令和6年12月31日	6,120円／1筆 6,340円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
西宮市生瀬武庫川町 前田 光代	兵庫県三田市横山町 富田 澄代 兵庫県三田市ゆりのき台 富田 司	北区大沢町神付字土保池 1173 北区大沢町神付字土保池 1182 北区大沢町神付字土保池 1183 北区大沢町神付字土保池 1184	田 2,369 田 872 田 808 畑 73	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867番2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 三谷 了三	北区長尾町上津字三尊谷 5678 北区長尾町上津字三尊谷 5679 北区長尾町上津字三尊谷 5680	田 1,376 田 1,143 田 1,587	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 清内 一義	神戸市北区淡河町 清原 峰子	北区淡河町北僧尾字内野 1868 北区淡河町北僧尾字内野 1875 北区淡河町北僧尾字内野 1876 北区淡河町北僧尾字内野 1877 北区淡河町北僧尾字内野 1879 北区淡河町北僧尾字寒風 1923-1 北区淡河町北僧尾字下切 1958-1	田 908 田 1,078 田 1,290 田 1,197 田 851 田 1,949 田 782	本公告日 令和9年12月31日	玄米7kg／1筆 玄米8kg／1筆 玄米10kg／1筆 玄米9kg／1筆 玄米6kg／1筆 玄米14kg／1筆 玄米6kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市須磨区西落合 久保 浩俊	神戸市西区櫛谷町 石井 禮子	西区櫛谷町菅野字北山 1286	畑 1,142	令和5年4月1日 令和6年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	令和5年12月20日ま でに借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市西区桜が丘西町 高田 裕司	神戸市兵庫区塚本通 片山 聖喜	西区押部谷町栄字下河原 1187	田 1,657	令和5年4月1日 令和6年3月31日	15,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日ま でに借賃の全額を甲 の住所へ持参する。

令和5年4月4日 神戸市公報第3803号

神戸市西区蘆谷町 平山 義人	神戸市西区神出町 中嶋 大貴	西区神出町池田字池川南へり中 228-1 西区神出町池田字池川南へり中 228-2 西区神出町池田字池川南へり中 228-3	田 1,367 田 671 田 600	令和5年4月1日 令和6年3月31日	10,000円/1筆 5,000円/1筆 5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市西新町 山口 祐基	神戸市西区岩岡町 秋田 善章	西区岩岡町岩岡字西嶋 295-1	田 1,000	令和5年4月1日 令和6年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町 定連 仁	神戸市西区伊川谷町 新中 喜久子	西区伊川谷町小寺字ハザカ 77 西区伊川谷町小寺字ハザカ 81	田 3,290 田 3,054	令和5年4月1日 令和6年3月31日	9,540円/1筆 61,080円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 定連 仁	明石市太寺 大森 義夫	西区伊川谷町小寺字ハザカ 80	田 3,051	令和5年4月1日 令和6年3月31日	61,020円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市松江 伊藤 昌恭	神戸市西区伊川谷町 金月 薫	西区伊川谷町小寺字吉末 125-2	田 1,066	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 金月 幸秀	神戸市西区伊川谷町 金月 薫	西区伊川谷町小寺字吉末 135	田 3,077	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 勝浩	神戸市中央区上筒井通 岡野 英雄 神戸市灘区弓木町 雨宮 淳子	西区神出町廣谷字中通 545	田 2,599	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区二ツ屋 吉川 智	神戸市西区玉津町 川崎 昌人	西区玉津町二ツ屋字松ノ内 344 西区玉津町二ツ屋字松ノ内 352-4	田 1,422 田 580	令和5年4月1日 令和7年3月31日	玄米60kg/1筆 玄米30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区塩屋北町 鶴田 善久	神戸市西区前開南町 北野 薫	西区伊川谷町前開字縄手 931 西区伊川谷町前開字土田井 1610-3	田 2,730 田 342	令和5年4月1日 令和8年3月31日	27,300円/1筆 3,420円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町 松尾 秀輝	神戸市西区神出町 藤井 得弘	西区神出町東字柳原 2415 西区神出町東字中田 2430 西区神出町東字中田 2431 西区神出町東字中田 2432 西区神出町東字中田 2433	田 2,239 田 739 田 781 田 424 田 224	令和5年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和5年4月4日 神戸市公報第3803号

神戸市西区押部谷町 奥井 重桓	神戸市西区櫛谷町 二星 豊彦	西区櫛谷町松本字小田 1041	田 1,511	令和5年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区岩岡町 藤原 昌之	神戸市西区岩岡町 竹内 利雄	西区岩岡町岩岡字前場 2575-2	田 1,481	令和5年4月1日 令和8年3月31日	14,810円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区岩岡町 藤原 昌之	神戸市西区岩岡町 水澤 仁	西区岩岡町岩岡字宮西 2790 西区岩岡町岩岡字宮西 2791-1	田 1,442 田 1,381	令和5年4月1日 令和8年3月31日	14,420円／1筆 13,810円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区岩岡町 藤原 昌之	神戸市西区岩岡町 梅谷 隆生	西区岩岡町野中字神出道下 1299	田 1,812	令和5年4月1日 令和8年3月31日	18,120円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市須磨区北落合 白川 敏弘	明石市大久保町 生頼 和也	西区岩岡町西脇字北下り 802-2	畑 1,659	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市西区大沢 吉田 昭	神戸市西区枝吉 永藤 尚俊 神戸市西区枝吉 永藤 つや子	西区押部谷町養田字殿井 91	田 2,899	令和5年4月1日 令和10年3月31日	30,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区玉津町 小山 茂	神戸市須磨区村雨町 山口 智子	西区玉津町今津字池ノ西 285 西区玉津町今津字池ノ西 286 西区玉津町今津字池ノ西 287-1	田 1,104 田 1,157 田 985	令和5年4月1日 令和10年3月31日	5,500円／1筆 5,800円／1筆 4,950円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区平野町 津村 富彦	京都府相楽郡精華町 岸下 哲史	西区平野町黒田字上河原 112 西区平野町黒田字宮ノ後 394-2	田 2,274 田 1,776	令和5年4月1日 令和10年3月31日	18,000円／1筆 12,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区神出町 藤本 剛史	神戸市須磨区車 逸見 都誉幾	西区神出町東字苅屋谷 407 西区神出町南字苅屋谷 430-2	田 2,308 田 997	令和5年4月1日 令和10年3月31日	23,000円／1筆 9,900円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区岩岡町 田中 初一	神奈川県相模原市南区上鶴間 沼田 英俊	西区岩岡町古郷字西場 3007	田 1,962	令和5年4月1日 令和10年3月31日	7,900円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区押部谷町 藤田 一三	神戸市西区押部谷町 中嶋 秀樹	西区押部谷町細田字平町 1073	田 1,075	令和5年4月1日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和5年4月4日 神戸市公報第3803号

神戸市西区押部谷町 寺口 一英	神戸市西区押部谷町 池田 成人 神戸市垂水区塩屋町 橋川 真澄 神戸市西区押部谷町 池田 暁美	西区押部谷町高和字溝田 548-3	田 664	令和5年4月1日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区平野町 澤田 正行	明石市西明石町 宮内 正和 明石市西明石町 宮内 愛	西区平野町中津字柳ヶ坪 2702	田 1,398	令和5年4月1日 令和10年3月31日	玄米83kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 藤田 彰大	神戸市西区平野町 藤田 博視	西区平野町中津字小松ヶ坪 68-3 西区平野町中津字小松ヶ坪 69-1	田 1,098 田 1,268	令和5年4月1日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 花房 卓生	西区神出町南字谷川 73 西区神出町南字南添 454	田 1,771 田 910	令和5年3月31日 令和15年3月31日	8,855円/1筆 4,550円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファーム ビレッジ内 農事組合法人神出北営農組合 代表理事 西馬 和則	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 大西 正喜	西区神出町小東野字籠ノ谷 205-1 西区神出町小東野字籠ノ谷 205-2	田 2,820 田 980	令和5年3月31日 令和15年3月31日	16,920円/1筆 5,880円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファーム ビレッジ内 農事組合法人神出北営農組合 代表理事 西馬 和則	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区神出町小東野字籠ノ谷 205-3	田 56		336円/1筆			毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 大西 正喜	西区神出町小東野字籠ノ谷 216	田 1,478	令和5年3月31日 令和15年3月31日	8,868円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市垂水区つつじが丘 伊藤 新	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年3月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
 - (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求す

ることができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における

農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から 30 日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 m ²	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
神戸市西区二ツ屋1丁目16-2 株式会社 ナチュラリズム 代表取締役 大皿 一寿	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2665 西区神出町宝勢字大道池尻 2666	畑 2,302 畑 2,290	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市西区平野町中津401 山陽Amn ak 株式会社 代表取締役 藤田 雅哉	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市長 久元 喜造	西区神出町東字赤坂 2600	田 1,147	令和5年4月1日 令和6年3月31日	10,364円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区北山台 片山 雄登	神戸市西区平野町 田中 英美	西区平野町西戸田字福地 91 西区平野町西戸田字福地 92	田 154の内29 田 183の内96	本公告日 令和9年3月31日	1,160円/1筆 3,840円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により松が枝町地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

市民公園の面積を変更したので、神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）20条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定を変更する公園

名称	所在地	面積
一王山市民公園	灘区一王山町1, 2-1他	1,673平方メートル

2 変更年月日

令和5年4月1日

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路として指定したものは次のとおりです。

令和5年4月4日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和4年度 第1号	令和5年3 月15日	神戸国際港都建設道路事業3.4.96号 星陵台舞子坂線	神戸市垂水区星陵台4丁目1064番1421地先 ~ 神戸市垂水区星陵台8丁目1064番1819地先	320	14~20

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条及び第1条の規定により、次のとおり市民の森に指定したので、同条第3項の規定により公告します。

令和5年4月4日

神戸市長 久元喜造

1 市民の森に指定した樹木の集団

指定番号	所在地	面積	樹種
33	神戸市北区柏尾台49番地 ほか	17,000㎡	クヌギ、アラカシ、コナラ、スギ ほか
34	神戸市北区上津台4丁目20番77	14,314㎡	クヌギ、アラカシ、コナラ、アカマツ ほか
35	神戸市長田区一里山町54番1 ほか	84,000㎡	アラカシ、ヤマモモ、サクラ ほか
36	神戸市長田区高取山町103番1 ほか	5,387㎡	クスノキ、アラカシ、クヌギ ほか
37	神戸市西区神出町東字丸ヶ岡1188番33 ほか	13,985㎡	クヌギ、コナラ、アラカシ ほか
38	神戸市西区神出町東字天王山1180番2 ほか	137,006㎡	ウメ、クヌギ、アラカシ ほか
39	神戸市西区神出町東字丸ヶ岡1188番36	2,330㎡	クヌギ、コナラ、アラカシ ほか
40	神戸市西区神出町五百蔵字山の下29番1の2 ほか	90,960㎡	クヌギ、コナラ、アラカシ ほか

2 指定の年月日

令和5年4月1日

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	山田町西下	多須呂畑	190番2	2,872㎡ のうち 9.9㎡	農用地区域から除外する。
神戸	北	八多町屏風	浦杉尾	2330番	3,085㎡ のうち 198.26㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	北	大沢町上大沢	池之口	2859番	174㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	櫛谷町松本	小田	180番	727㎡ のうち 190㎡	農用地区域から除外する。
神戸	西	神出町宝勢	木屋池尻	1170番2	1,870㎡ のうち 96.7㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年4月4日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハーバーランド ダイヤニッセイビル

神戸市中央区東川崎町1丁目7番2号乃至8号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
コネクシオ株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1	代表取締役 直田 宏
株式会社ピーアップ	東京都足立区千住1-4-1	代表取締役 中込 正典
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町7-21-6	代表取締役 野田 将克
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市町15-1 ライフ21ビル	代表取締役 金澤 孝
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜3-17-6	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4-1-18	代表取締役 金治 伸隆
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 丸山 雅史
株式会社TSI	東京都港区南青山1-2-3	代表取締役 下地 毅
株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵

令和5年4月4日 神戸市公報第3803号

株式会社フィールズインターナショナル	神戸市中央区港島中町6-8-1	代表取締役 大峯 伊索
株式会社バイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1-23-21	代表取締役 窪田 祐
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14 第3デ リカビル9F	代表取締役 木山 剛史
株式会社ザ・キッス	東京都目黒区東山3-7-1	代表取締役 李 成在
ザボディショップジャパン株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1-9-11	代表取締役 倉田 浩美
株式会社プラステ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 河崎 邦和
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6-4アーバ ンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川2-2-8スフィ アタワー天王洲27F	代表取締役 田中 修治
株式会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市字浜1054N T Tビル舞鶴 別館	代表取締役 志摩 幹一郎
株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町23-1	代表取締役 佐野 秀男
ギャップジャパン株式会 社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	代表取締役 マッシュー コリン
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町16-28	代表取締役 佐々木 智弘
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1-8-6サンロイ ヤル東山101	代表取締役 樋口 浄
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 阿部 和則
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-2-3	代表取締役 佐々木 進
トリンプ・インターナシ ョナル・ジャパン株式会 社	東京都中央区築地5-6-4浜離宮三 井ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネリ アス
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4-6-2	代表取締役 向井 孝司
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央2-92	代表取締役 中澤 道盛
株式会社ダブルエー	東京都渋谷区恵比寿1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ファイブ・フォ ックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-13-12	代表取締役 上田 稔夫
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 岩坪 謙吉
株式会社モーゲンデビッ ド	福岡市薬院1-2-2-202	代表取締役 レヴィトニー
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11フジ ワラビルディング6F	代表取締役 ペッターソン万里

株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 飯高 宏
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順
株式会社ジズ	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階	代表取締役 田中 仁
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3-9-14	代表取締役 田中 公雄
モダンデコ株式会社	広島市中区富士見町16-22	代表取締役 小林 敬弘
R. O. U株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 廣瀬 清剛
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典
株式会社エービーストア	京都市伏見区深草西浦町8-113 西陣ビル4F	代表取締役 孫 周基
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1-16-3 2F 恵比寿事務所	代表取締役 園田 恭輔
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎2601-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	代表取締役 金山 元一
株式会社CEMENT	大阪市中央区西心斎橋2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	代表取締役 赤池 順一
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館9階	代表取締役 石井 稔晃
株式会社ピンクラテ	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 丸 則貴
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803	代表取締役 松本 規義
株式会社ポボンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-3	代表取締役 太田 和伸
株式会社F・Oインターナショナル	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 小野 行由
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	代表取締役 井田 祥一
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6-8-2	代表取締役 小東 政章

東京シャツ株式会社	東京都台東区駒形1丁目3番16号	代表取締役 左座 邦晴
株式会社エービーシー・ マート	東京都渋谷区神南1-11-5	代表取締役 野口 実
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 井出 武美
株式会社カイトックイン ターナショナル	岡山市北区昭和町3-12	代表取締役 赤木 政一
株式会社ビー・エー・エ ル	京都市中京区河原町通三条下ル2山崎 町251	代表取締役 杉山 卓雄
エイチ・アンド・エムヘ ネス・アンド・マウリッ ツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町33-6渋谷フラ ッグ6F	代表取締役 ルーカス セイフ アート
フリースタイル有限会社	東京都練馬区南田中4-17-25	代表取締役 アドニ・ツビイ
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柳井 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 友良
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地ミューザ川 崎セントラルタワー25階	代表取締役 アンドレ・アーチ ー・ジェイブス
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 上田 雄久
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総町14(北大路駅 前)	代表取締役 大垣 守弘
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23番23号	代表取締役 木村 一義
株式会社ファミリーマ ート	東京都港区芝浦3-1-21	代表取締役 細身 研介
株式会社COUNTER WORKS	東京都目黒区上目黒1-26-9中目黒 オークラビル6階	代表取締役 三瓶 直樹
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	代表取締役 尾田 信夫
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	代表取締役 三宅 英木
ドリームカプセル株式 会社	名古屋市緑区徳重3-101	代表取締役 都築 祐介
株式会社ウェブシャーク	大阪府中央区瓦町3-6-5	代表取締役 木村 誠司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	代表取締役 直田 宏
株式会社ピーアアップ	東京都足立区千住1-4-1	代表取締役 中込 正典

株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市町15-1 ライフ21ビル	代表取締役 金澤 孝
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜3-17-6	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4-1-18	代表取締役 金治 伸隆
エステールホールディングス株式会社	東京都渋谷区神宮前 4-26-21	代表取締役 丸山 雅史
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1-8-6 サンロイヤル東山101	代表取締役 樋口 浄
株式会社 TSI	東京都港区南青山1-2-3	代表取締役 下地 毅
株式会社フィールズインターナショナル	神戸市中央区港島中町6-8-1	代表取締役 大峯 伊索
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14 第3デリカビル9F	代表取締役 木山 剛史
株式会社ザ・キッス	東京都目黒区東山3-7-1	代表取締役 李 成在
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4-7-7	代表取締役 村井 博之
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6-4 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川2-2-8 スフィアタワー天王洲 27F	代表取締役 田中 修治
株式会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市宇浜 1054N T Tビル舞鶴別館	代表取締役 志摩 幹一郎
株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町23-1	代表取締役 佐野 秀男
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	代表取締役 秋山 玄
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町16-28	代表取締役 佐々木 智弘
エル・エル・ビーン・インターナショナル	東京都武蔵野市吉祥寺南町1-16-3	代表取締役 青木 久仁子
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 阿部 和則
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-26-1	代表取締役 佐々木 進
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネリアス
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4-6-2	代表取締役 向井 孝司

株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央2-92	代表取締役 中澤 道盛
株式会社ダブルユー	東京都渋谷区恵比寿1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-38-12	代表取締役 上田 稔夫
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 岩坪 謙吉
株式会社モーゲンデビット	福岡市薬院1-2-2-202	代表取締役 レヴィトニー
株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11 フジワラビルディング6F	代表取締役 ローソン悦子
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 飯高 宏
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順
株式会社ジズ	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階	代表取締役 田中 仁
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3-9-14	代表取締役 田中 公雄
株式会社Yogibo	大阪府中央区瓦町3-6-5	代表取締役 木村 誠司
R.O.U株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 藤永 紀仁
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典
株式会社エービーストア	京都市伏見区深草西浦町8-113 西陣ビル4F	代表取締役 孫 周基
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1-16-3 2F 恵比寿事務所	代表取締役 園田 恭輔
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎2601-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	代表取締役 金山 元一
株式会社CEMENT	大阪府中央区西心斎橋2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	代表取締役 赤池 順一
株式会社ナルミヤ・イン	東京都港区芝公園2-4-1 芝パーク	代表取締役

ターナショナル	ビルB館9階	石井 稔晃
株式会社ピンクラテ	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 丸 則貴
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803	代表取締役 松本 規義
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-3	代表取締役 太田 和伸
株式会社F・Oインターナショナル	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 小野 行由
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	代表取締役 井田 祥一
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6-8-2	代表取締役 小東 政章
株式会社セイバン	兵庫県たつの市龍野町片山379-1	代表取締役 泉 貴章
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1-11-5	代表取締役 野口 実
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 井出 武美
株式会社カイトックインターナショナル	岡山市北区昭和町3-12	代表取締役 赤木 政一
株式会社ビー・エー・エル	京都市中京区河原町通三条下ル2山崎町251	代表取締役 杉山 卓雄
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町33-6渋谷フラッグ6F	代表取締役 ルーカス セイフ アート
株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柳井 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 友良
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地ミュージア川崎セントラルタワー25階	代表取締役 アンドレ・アーチ ー・ジェイブス
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 森 裕隆
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総町14(北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23番23号	代表取締役 秋保 徹
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3-1-21	代表取締役 細身 研介
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町7-21-6	代表取締役 野田 将克
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	代表取締役 尾田 信夫

株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	代表取締役 三宅 英木
ドリームカプセル株式会社	名古屋市緑区徳重3-101	代表取締役 都築 祐介

3 変更の年月日及び変更する理由

令和4年9月20日 代表者変更等のため

4 届出年月日

令和4年12月26日

5 縦覧期間

令和5年4月4日から令和5年8月4日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年4月4日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高浜モザイク

神戸市中央区東川崎町1丁目59番地－1他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎1-11-1	代表取締役 辻 信太郎
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1-3-8	代表取締役 太田 克枝
株式会社アットイマジン	神戸市長田区細田町7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎
有限会社ナツメ商店	神戸市灘区岩屋北町7-1-12	代表取締役 棗 正樹
有限会社テイクツー	兵庫県三田市ゆりのき台1-1 A-503	代表取締役 竹位 隼之
株式会社サニーブレスジャパン	神戸市東灘区岡本1丁目11-24	代表取締役 山田 克子
株式会社フィールド	大阪市西成区玉出中2-14-23	代表取締役 岡本 好美
有限会社フロム・ゼロ	神戸市垂水区向陽3丁目1-2 -104	代表取締役 松本 陽典
株式会社神戸ブランド	神戸市中央区東川崎町1-6- 1	代表取締役 山下 勇樹
株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町1-5- 7 神戸情報文化ビル1F	代表取締役 平佐田 昭弘

株式会社フェニックス	大阪府中央区西心齋橋2-3-8	代表取締役 西 和美
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町11-7	代表取締役 板羽 透
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町1丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀
株式会社マーレマーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池町2-4-6	代表取締役 東 裕司
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1-11-20	代表取締役 前内 禧宏
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	代表取締役 伊藤 秀二
株式会社KSプランニング	名古屋市中区丸の内2-18-25	代表取締役 近藤 大揮
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居4-50-1	代表取締役 進藤 さわと
株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社キデイランド	東京都千代田区九段北1-13-5	代表取締役 間宵 薫
神戸アンパンマンミュージアム&モール有限責任事業組合	神戸府中央区東川崎町1-6-2	代表 関根 崇史
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形1-4-8	代表取締役 竹中 一博
サンスター文具株式会社	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 小林 大地
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎2661	代表取締役 栗山 敏昭
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町5-131-5	代表取締役 神山 喜可
株式会社セガトイズ	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 宮崎 奈緒子
稲垣服飾株式会社	大阪府中央区久太郎町3-1-29	代表取締役 稲垣 利典
伊藤産業株式会社	大阪府天王寺区小宮町8-11	代表取締役 伊藤 晴夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎1-11-1	代表取締役 辻 信太郎
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1-3-8	代表取締役 太田 克枝
株式会社アットイマジン	神戸市長田区細田町7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎
有限会社テイクツー	兵庫県三田市ゆりのき台1-1A-503	代表取締役 竹位 隼之

株式会社サニーブレスジャパン	神戸市東灘区岡本1丁目11-24	代表取締役 山田 克子
株式会社フィールド	大阪市西成区玉出中2-14-23	代表取締役 岡本 好美
有限会社フロム・ゼロ	神戸市垂水区向陽3丁目1-2 -104	代表取締役 松本 陽典
株式会社神戸ブランド	神戸市中央区東川崎町1-6- 1	代表取締役 山下 勇樹
株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町1-5- 7 神戸情報文化ビル1F	代表取締役 平佐田 昭弘
株式会社フェニックス	大阪府中央区西心斎橋2-3- 8	代表取締役 西 和美
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町11-7	代表取締役 板羽 透
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町1丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀
株式会社マーレマーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池町2-4- 6	代表取締役 東 裕司
株式会社モンロワールド	神戸市東灘区岡本1-11-20	代表取締役 前内 芳文
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8- 3	代表取締役 伊藤 秀二
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居4-50-1	代表取締役 進藤 さわと
株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社キデイランド	東京都千代田区九段北1-13- 5	代表取締役 間宵 薫
神戸アンパンマンミュージアム &モール有限責任事業組合	神戸市中央区東川崎町1-6- 2	代表 関根 崇史
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形1-4-8	代表取締役 竹中 一博
サンスター文具株式会社	東京都台東区浅草橋5-20 -8	代表取締役 小林 大地
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎2661	代表取締役 栗山 敏昭
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町5-131-5	代表取締役 神山 喜可
株式会社セガトイズ	東京都品川区品川1-1-1住 友不動産大崎ガーデンタワー11 階	代表取締役 宮崎 奈緒子
稲垣服飾株式会社	大阪府中央区久太郎町3-1- 29	代表取締役 稲垣 利典
伊藤産業株式会社	大阪府天王寺区小宮町8-11	代表取締役 伊藤 晴夫

- 3 変更の年月日及び変更する理由
令和4年2月8日 住所変更等のため。

4 届出年月日

令和4年12月26日

5 縦覧期間

令和5年4月4日から令和5年8月4日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年4月4日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロピア神戸岩岡店

神戸市西区岩岡町字古郷福吉西 1474-1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) ホームセンターコーナン神戸岩岡店

神戸市西区岩岡町字古郷福吉西 1474-1 他

(変更後)

ロピア神戸岩岡店

神戸市西区岩岡町字古郷福吉西 1474-1 他

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社チャレンジ	岡山市南区当新田 121-1	代表取締役 亀井 博

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ロピア	神奈川県川崎市幸区南幸町2丁目9番地	代表取締役 高木 勇輔

3 変更の年月日

2 (1)については、令和3年12月1日

2 (2)については、令和3年12月1日

4 変更する理由

2 (1)については、店舗名称の変更のため。

2 (2)については、小売業者の変更のため。

5 届出年月日

令和4年12月26日

6 縦覧期間

令和5年4月4日から令和5年8月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年4月4日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミント神戸（神戸新聞会館ビル）

神戸市中央区雲井通7丁目1番1号

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市西区北堀江3丁目12番23号 三木産業ビル2F	代表取締役 平田 炎
メゾン・ド・ヴェルディ株式会社	東京都目黒区自由が丘1-8-9 岡田ビル1F・2F	代表取締役 三角 清隆
アイコン株式会社	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町637 第五長谷ビル5F	代表取締役 佐野 哲也
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都港区赤坂8丁目1番19号 日本生命赤坂ビル7階	代表取締役 松崎 善則
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
ロクシタン ジャパン株式会社	東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー12階	代表取締役 天野 総太郎
株式会社ジュン	東京都港区南青山2丁目2番3号	代表取締役 佐々木 進
株式会社オゾンコミュニティ	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目12番6号	代表取締役 齋藤 信夫
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6番4号 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ジョンブル	岡山県倉敷市児島赤崎1丁目11番3号	代表取締役 塚田 裕介

令和5年4月4日 神戸市公報第3803号

株式会社ユニオンゲートグループ	東京都港区南青山7-1-5 コラム南青山7F	代表取締役 中川 有司
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社上野商会	東京都渋谷区代々木2丁目2番1号 小田急サザンタワー6F	代表取締役 長谷川 文彦
株式会社栗原	大阪市西区靱本町2丁目7番6号	代表取締役 栗原 亮
株式会社ヌーヴ・エイ	東京都港区西麻布2丁目24番11号 麻布ウエストビル2F	代表取締役 松崎 充広
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町59番地 神戸朝日ビルディング9階	代表取締役 森 威
ヒットユニオン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南2丁目20番7号	代表取締役 田辺 圭二
株式会社サンリバー	大阪市西区北堀江1丁目20番15号	代表取締役 清水 隆
近藤ニット株式会社	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門76-1	代表取締役 近藤 和也
株式会社ルック	東京都港区赤坂8丁目5番30号	代表取締役 多田 和洋
株式会社 PORTOM	神戸市中央区海岸通り2丁目3番9号	代表取締役 中野 智之
株式会社ベネクシー	東京都千代田区九段北4-3-8 市ヶ谷UNビル3F	代表取締役 海野 祥之
株式会社アートワークスタジオ	神戸市中央区海岸通8番 神港ビルディング8階	代表取締役 金野 達夫
株式会社レトリック	神戸市中央区伊藤町119番地 三井生命神戸三宮ビル6F	代表取締役 岡部 和典
株式会社マークスアンドウェブ	東京都目黒区東山1丁目11番10号	代表取締役 松山 剛己
株式会社 U. C. T. corporation	滋賀県野洲市市三宅2675番地2	代表取締役 増村 匡人
株式会社ダッドウェイ	横浜市港北区新横浜2丁目15番地12	代表取締役 白鳥 公彦
株式会社マーキーズ	堺市堺区出島海岸通2丁目3番13号	代表取締役 廣畑 正行
エコー・ジャパン株式会社	東京都千代田区永田町2丁目10番3号	代表取締役 犬塚 景子
タワーレコード株式会社	東京都大田区平和島4-1-23 J Sプログレビル7F	代表取締役 嶺脇 育夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社光洋	大阪府茨木市横江2丁目7番52号	代表取締役 平田 炎

メゾン・ド・ヴェルディ株式会社	東京都目黒区自由が丘1-8-9 岡田ビル1F・2F	代表取締役 三角 清隆
株式会社水野商店	神戸市東灘区深江浜町36-2	代表取締役 水野 和哉
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都港区赤坂8丁目1番19号 日本生命赤坂ビル7階	代表取締役 松崎 善則
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
ロクシタン ジャポン株式会社	東京都千代田区麴町1-6-4	代表取締役 木島 潤子
株式会社フィーゴ	東京都港区北青山2-9-5スタジオ アムプレイス青山10F	代表取締役 中川 有司
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-26-1D- LIFEPLACE 南青山4F	代表取締役 佐々木 進
株式会社オゾンコミュニティ	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目12番 6号	代表取締役 山神 法之
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6番4号 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ジョンプル	岡山県倉敷市児島赤崎1丁目11番 3号	代表取締役 塚田 裕介
株式会社ユニオンゲートグループ	東京都港区北青山2-9-5スタジオ アムプレイス青山10F	代表取締役 中川 有司
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14 号	代表取締役 木山 剛史
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社T S I	東京都港区北青山1-2-3青山ビ ル	代表取締役 下地 毅
株式会社栗原	大阪市西区靱本町2丁目7番6号	代表取締役 栗原 亮
株式会社ヌーヴ・エイ	東京都港区西麻布2丁目24番11号 麻布ウエストビル2F	代表取締役 松崎 充広
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町59番地 神戸 朝日ビルディング9階	代表取締役 森 威
ヒットユニオン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南2丁目20番 7号	代表取締役 田辺 圭二
株式会社サンリバー	大阪市西区北堀江1丁目20番15号	代表取締役 清水 隆
近藤ニット株式会社	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 76-1	代表取締役 近藤 和也
株式会社ルック	東京都港区赤坂8丁目5番30号	代表取締役 加藤 義裕
株式会社 PORTOM	神戸市中央区海岸通り1-2-19 東 洋ビル102	代表取締役 中野 智之
株式会社ベネクシー	東京都千代田区九段北4-3-8 市 ヶ谷 UN ビル3F	代表取締役 海野 祥之

株式会社アートワークスタジオ	神戸市中央区海岸通8番 神港ビルヂング8階	代表取締役 金野 達夫
株式会社レトリック	神戸市中央区伊藤町119番地 三井生命神戸三宮ビル6F	代表取締役 岡部 和典
株式会社マークスアンドウェブ	東京都目黒区東山1丁目11番10号	代表取締役 松山 剛己
株式会社 U. C. T. corporation	滋賀県野洲市市三宅2341番地1	代表取締役 増村 匡人
株式会社 JayJayJapan	神戸市須磨区寺田町1-3-19	代表取締役 安藤 友介
株式会社マーキーズ	堺市堺区出島海岸通2丁目3番13号	代表取締役 廣畑 正行
タワーレコード株式会社	東京都大田区平和島4-1-23 JSプログレビル7F	代表取締役 嶺脇 育夫

3 変更の年月日

令和5年1月30日

4 変更の理由

テナント入れ替えのため。

5 届出年月日

令和5年1月30日

6 縦覧期間

令和5年4月4日から令和5年8月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する規程をここに公布する。

令和5年3月17日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第24号

水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する規程

水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成26年9月水道管理規程第14号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規程をここに公布する。

令和5年3月17日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第16号

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規程

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項については、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則（令和5年3月規則第63号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、条例の施行の日から施行する。

（旧規程の廃止）

2 神戸市個人情報保護条例施行規程（平成13年11月30日交規程第12号）は、廃止する。

神戸市交通告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和5年4月4日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真	定期券発売所運営業務	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 寺田 信彦	定期券発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
明石市松が丘2丁目2番6号 明舞センター商店会 会長 小林 明夫	共用乗車券発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市北区山田町下谷上字箕谷35 みつや商店 福井 裕蔵	市バス定期券取次発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 取締役社長 井本 昌彦	カード発売業務 定期券発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役社長 鳥居 祐典	定期券発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
長野県松本市大字島内3443番地13 株式会社甲南チケット 代表取締役 藤巻 好仁	カード発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市須磨区須磨浦通4丁目6-13 ディスカウントチケット おいで家 代表者 瀧上 祐一	カード発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市中央区中町通4丁目2-23 ファッション リフォーム メトロ 代表者 小林 展子	カード発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市東灘区渦森台2丁目20-509 アールユーコーポレーション 代表者 瓜谷 龍太郎	カード発売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市中央区西町35番地 株式会社ケイキャリアパートナーズ 代表取締役 森川 哲	グッズ、企画乗車券発売業務	令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで

大阪市福島区鷺洲1丁目9番2号 株式会社阪神コンテンツリンク 執行役員 西山 剛	企画商品販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
大阪市西区西本町3丁目1番14号松屋 レジデンス1階 有限会社レールクラフト 代表取締役 松谷 直樹	企画商品販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目1番47号 幻視工房 代表 中野 雄基	企画商品販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長 上門 一裕	企画商品販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都大田区平和島5丁目4番 1号 株式会社はとバスエージェンシー 代表取締役 野嶋 俊成	企画商品販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東大阪市菱江2丁目4番10号 Sanyoトラフィコ株式会社 代表取締役 森園 昌弘	企画商品販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
大阪市北区芝田1丁目1番3号 阪急 三番街 株式会社 紀伊國屋書店 梅田本店 店長 長谷川 紀雄	企画商品販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
大阪市西淀川区柏里2丁目3番9号 松本商事株式会社 代表取締役 松本 信弘	企画商品販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
大阪市北区芝田1丁目1番35号 株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役社長 山中 直義	企画乗車券販売業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソンエンタテインメント 取締役 常務執行役員 エンタメコンテンツグループ グループ統括 盛谷 尚也	会費徴収業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
大阪市北区中崎西2丁目4番12号 阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社 代表取締役 上田 均	広告取扱業務及び業務広告掲出撤 去業務	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
大阪市北区梅田3丁目3番10号 双日ライフワン株式会社 代表取締役 梅田 毅	Uライン三宮ビル総合管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
神戸市中央区港島中町6丁目9番1 株式会社こうべ未来都市機構 代表取締役社長 山平 晃嗣	パーティ管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

<p>名古屋市西区牛島町6番1号 トヨタファイナンス株式会社 代表取締役社長 西 利之</p>	<p>定期券発売所および自動定期券発行機において、カード決済により発売した定期券の料金</p>	<p>令和5年4月1日から 令和7年5月31日まで</p>
<p>東京都港区南青山5丁目1-22 青山 ライズスクエア 株式会社 ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 浜川 一郎</p>	<p>定期券発売所および自動定期券発行機において、カード決済により発売した定期券の料金</p>	<p>令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</p>

神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月22日

神戸市会議長 安 井 俊 彦

神戸市会規則第1号

神戸市会の個人情報の保護に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市会の個人情報の保護に関する条例（令和5年2月条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号

- 及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号
及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定
する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4
第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する
保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規
定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する
保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番
号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1
項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票
コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保
険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2
第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に
関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証
明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号
及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが高いものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2

条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、同条第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものであつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第10条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の

方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(開示の実施)

第12条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次に掲げる方法であって、議会が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。

(1) 電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

(2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取

(3) 電磁的記録をディスプレイ（議会が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴

(4) 電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

(5) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付

(6) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第13条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（開示に要する費用）

第14条 条例第30条第2項に規定する写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用の負担は、当該開示を受ける前にしなければならない。

2 前項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。） 1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあっては10円、カラーのものに

あつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（第12条第5号又は第6号に規定するものに限る。）に複写したもの 同条第5号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき100円、同条第6号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき120円に、それぞれ当該文書、図画又は写真1枚（両面に複写された用紙の電磁的記録を交付するときは、片面を1枚とする。）ごとに10円を加えた額

(2) 第12条第4号に規定する交付 1枚（両面に出力された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

(3) 第12条第5号に規定する交付 光ディスク1枚につき100円

(4) 第12条第6号に規定する交付 光ディスク1枚につき120円

（施行細目の委任）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市会事務局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「神戸市の個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月市会規則第1号）の施行後遅滞なく」とする。